

へいせい ねん がつ にち しょうがいしゃさ べつ かいしょうほう せ こう 平成28年4月1日より障害者差別解消法が施行されました

しょうがいしゃさ べつ かいしょうほう 障害者差別解消法とは

すべて こくみん しょう う む わ へだ そうご じんかく こせい
全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を
そんちよう あ きょうせい しゃかい じつげん む しょう りゆう さべつ かいしょう
尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を
すいしん もくてき しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
しょうがいしゃさ べつ かいしょうほう せいてい せこう いちぶ ふそく のぞ へいせい ねん がつ にち
(障害者差別解消法)」が制定されました(施行は一部の附則を除き平成28年4月1日)。
ほうりつ しょう りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きほんてき じこう くに
この法律では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国
ぎょうせいき かん ちほうこうきょうだんたいとうおよ みんかんじぎょうしゃ しょう りゆう さべつ かい
の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解
しょう しえんそち さだ
消するための支援措置などについて定めています。

ふとう さ べつてき と あつか 不当な差別的取り扱い

しょう りゆう せいとう りゆう さーびす ていきょう きよひ せいげん じょうけん
障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を
つ こうい
付けたりするような行為をいいます。

ごう り てきはいりよ ふ ていきょう 合理的配慮の不提供

しょう かた なん はいりよ もと い し ひょうめい ばあい
また、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明※があった場合には、
ふたん す はんい しゃかいてきしょうへき と のぞ ひつよう ごうりてき はいりよ おこな
負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこ
もと はいりよ おこな しょう ひと けんりりえき しんがい
とが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害
ばあい さべつ あ
される場合も、差別に当たります。

くわ かんれんじょうほう ない かくふ ほーむ べーじとう らん
詳しくは、関連情報(内閣府のホームページ等)をご覧ください。